

市第92号議案

地区センターの指定管理者の指定

次のように地区センターの指定管理者を指定する。

平成25年12月3日提出

横浜市長 林 文子

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横浜市白幡地区 センター	東京都目黒区下 目黒1丁目1番 11号	アクティオ株式会社 代表取締役 植村 敏明 社 長	平成26年4月1日か ら平成31年3月31日 まで
横浜市城郷小机 地区センター	中区伊勢佐木町 1丁目4番地の 1	株式会社有隣堂 代表取締役 松信 裕 社 長	同
横浜市踊場地区 センター	中区常盤町1丁 目7番地	公益財団法人横浜YMCA 理事長 山田 尚典	同
横浜市上大岡コ ミュニティハウ ス	港南区港南台六 丁目1番32—20 4号	特定非営利活動法人港南区レ クリエーション協会 理事長 菅 伸也	同
横浜市常盤台コ ミュニティハウ ス	東京都豊島区池 袋3丁目1番2 号	特定非営利活動法人ワーカー ズコープ 代表理事 藤田 徹	同
横浜市上白根コ ミュニティハウ ス	同	同	同
横浜市滝頭コミ ュニティハウス	磯子区磯子三丁 目1番41号	一般社団法人磯子区区民利用 施設協会 会長 渡部 近司	同
横浜市新橋コミ ュニティハウス	泉区岡津町1, 53 5番地	特定非営利活動法人中川コミ ュニティグループ 理事長 西ヶ谷 保秀	同

提 案 理 由

横浜市白幡地区センター等の指定管理者を指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により提案する。

参 考

地方自治法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2 （第 1 項から第 5 項まで省略）

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（第 7 項から第 11 項まで省略）